

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 を通じた地域活性化に向けた取り組みについて

2017.1 内閣官房オリパラ事務局

1 ホストタウンの推進

2020年の大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げる。

1. 以下の取組みを行う地方公共団体を、ホストタウンとして登録する。
 - ① 住民等と次に掲げる者との交流
 - 大会等に参加するために来日する選手等 〔事前合宿の受入れは必須要件ではない。大会出場後の交流でも可。〕
 - 大会参加国・地域の関係者
 - 日本人オリンピック・パラリンピアン
 - ② ①に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするもの
2. 内閣官房オリパラ事務局に、団体からの相談・申請等を受け付ける窓口を設置する。
3. 関係府省庁は、各種財政措置（特別交付税などの地方財政措置を含む）、人材の派遣、情報提供などを通じ、ホストタウンの取組みを支援する。

1

1-2 ホストタウンの登録状況

■ 登録件数 138件（平成28年12月9日現在）

※ 複数の地方公共団体による共同申請があるため、団体数としては186、相手国・地域数は63。団体の内訳は内閣官房HP参照。

※平成29年度以降も、引き続き登録を実施する（年に複数回を予定）。

■ 登録申請と審査の結果

	公表日	区分	審査対象（件）	登録（件）
第1次登録	H28.1.26	新規申請	69	44
第2次登録	H28.6.14	新規申請	58	41
		継続審査	25 <small>（うち11件について 進捗状況の報告有り）</small>	6
第3次登録	H28.12.9	新規申請	65	36
		継続審査	36 <small>（うち20件について 進捗状況の報告有り）</small>	11

※登録件数は、複数の国との交流計画を出している場合や、複数の自治体が連携して登録している場合も1件とカウント。

2

1-3 今後のホストタウンの展開

・事前キャンプ誘致やスポーツ交流に留まらないレガシーづくりに期待

【期待される取り組みの例】

・文化プログラムを活用した世界への情報発信

- ・ 大会組織委員会の「参画プログラム」、beyond2020プログラム（2016年末から募集を開始）を活用した地域文化の情報発信強化・多言語化

→「海外への地域文化の発信の充実、インバウンド観光等の拡大」をレガシーに

・食文化の発信

- ・ 地域性豊かな食文化や農林水産物の魅力の発信
- ・ 国際水準規格を満たす農産物等の生産拡大、事前キャンプ等での提供

→「地域の優れた農産物等の輸出拡大」をレガシーに

・ユニバーサルデザイン、心のバリアフリー

- ・ ホストタウンの交流を通じ、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める
- ・ ボランティア組織の育成やオリパラ教育等を通じ心のバリアフリーを展開

→「障害者はもちろん、高齢者や外国人にも優しいまち」をレガシーに

・この機会を将来のまちづくりにどのように生かすか、地域の総意を結集した御検討を改めて期待

3

2 文化プログラムの推進に向けた取組一覧

		大会組織委員会		文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議
プログラム		東京2020公認文化オリンピックアード	東京2020応援文化オリンピックアード	beyond2020プログラム
ロゴマーク				
説明		「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム	東京2020大会の関連事業として、非営利団体が実施する文化プログラム	2020年以降を見据えレガシー創出と資する文化プログラム（日本文化の魅力を発信する取組であり、障害者にとってのバリアや外国人にとっての言語の壁を取り除く取組が対象となる。）
イベント・事業実施主体	スポンサー企業	○		○
	国	○		○
	開催都市（東京都）	○		○
	会場所在地自治体	○		○
	上記以外地方自治体		○	○
	非営利団体（NPO、NGO等）		○	○
	ノンスポンサー企業			○

4

2-2 内閣官房オリパラ事務局の文化プログラムの推進に向けた取組

2020年は、文化プログラムを通じて日本の文化を世界に発信する絶好の機会。この機会に、2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出すことが求められている。こうした観点から、内閣官房においては、①オリパラ基本方針推進調査、②beyond2020プログラムを推進しているところ。

①オリパラ基本方針推進調査

大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素(多言語対応・バリアフリー対応等)を含む文化イベントについて、試行プロジェクトを実施することにより、その効果と課題を分析。

- ・平成28年度当初予算 3.0億円、補正予算3.0億円の内数
- ・一件1000万円上限
- ・当初予算 27件採択、補正予算 5件採択
- ・採択案件の分野: 相撲、流鏝馬、花火、落語、ファッション、和食、障害者芸術等

【採択案件の例】

(事業名) 大相撲beyond2020場所
(実施時期) 2016年10月4日(火)
(場所) 両国国技館



(概要) 日本文化の体現者たる「相撲」の国際発信力や障害者のアクセス性を強化するべく、両国国技館の柵席を外国人客で埋め尽くし、外国語対応が可能な和装スタッフによる対応、英語による解説など配した一日特設イベントを行う。プロジェクトを通じ多様性に応じた導線のあり方、座席位置、案内等の運営検討、実証的データを整備するとともに、日本文化や大相撲の魅力を国内外に発信し、機運醸成につなげる。

②beyond2020プログラム

2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として展開し、多様な主体が実施するアクションを認定。また、認定されたアクションを総覧できる「beyond2020カルチャーカレンダー」(仮称)を制作し、我が国の多様な文化活動を発信。

【beyond2020先行プログラム】

モデル事業としてふさわしいと考えられる事業を、一部先行プログラムとして実施。

(事業名) 東北六魂祭パレード
(実施時期) 2016年11月20日(日)
(場所) 新虎通り



(概要) 日本の伝統芸能やコンテンツ、東京・東北の観光情報、食文化等を披露することで、東北復興と魅力ある日本の文化を発信する「東京 新虎まつり」のメインイベントとして、東北の祭りや東北各地のローカルキャラクターを新虎通りに一堂に集め、「東北六魂祭パレード」を実施。東北復興を掲げ、東京から東北への導線を創出するとともに、キャラクター等の日本のコンテンツを披露。

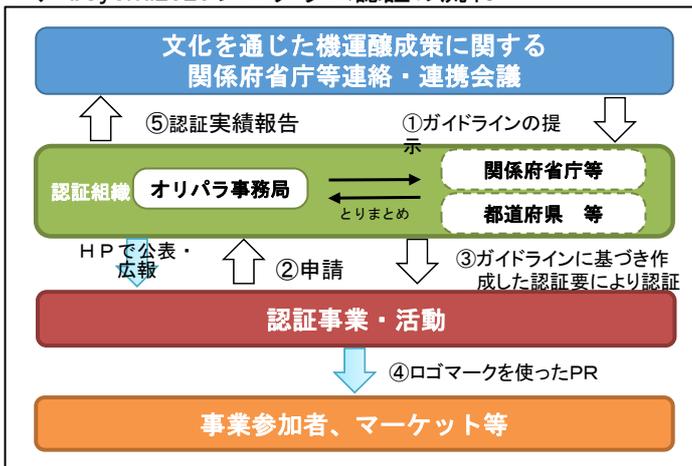
祭りの説明等を日本語・英語の2か国語で実施すると共に、パンフレットも日英併記したものを配布。

5

2-3 beyond2020プログラムについて

1. beyond2020プログラムの認証について

◆ beyond2020プログラム認証の流れ



(1) 認証方法

- ①文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議においてガイドラインを策定。関係府省庁等は、ガイドラインに基づき認証要領を作成する。
(認証要領の作成は任意)
- ②実施主体者が認証事業・活動を申請する。
- ③認証組織が、ガイドラインに基づき作成した認証要領により認証する。
- ④認証を受けた事業・活動はロゴマークを使用しPRができる。
- ⑤内閣官房オリパラ事務局において、認証事業のとりまとめを行い報告する。

(2) 認証の要件

【ガイドラインに定める必須の認証要件】

- (1) 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。
- (2) 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。
 - ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組
 - イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

2. スケジュール

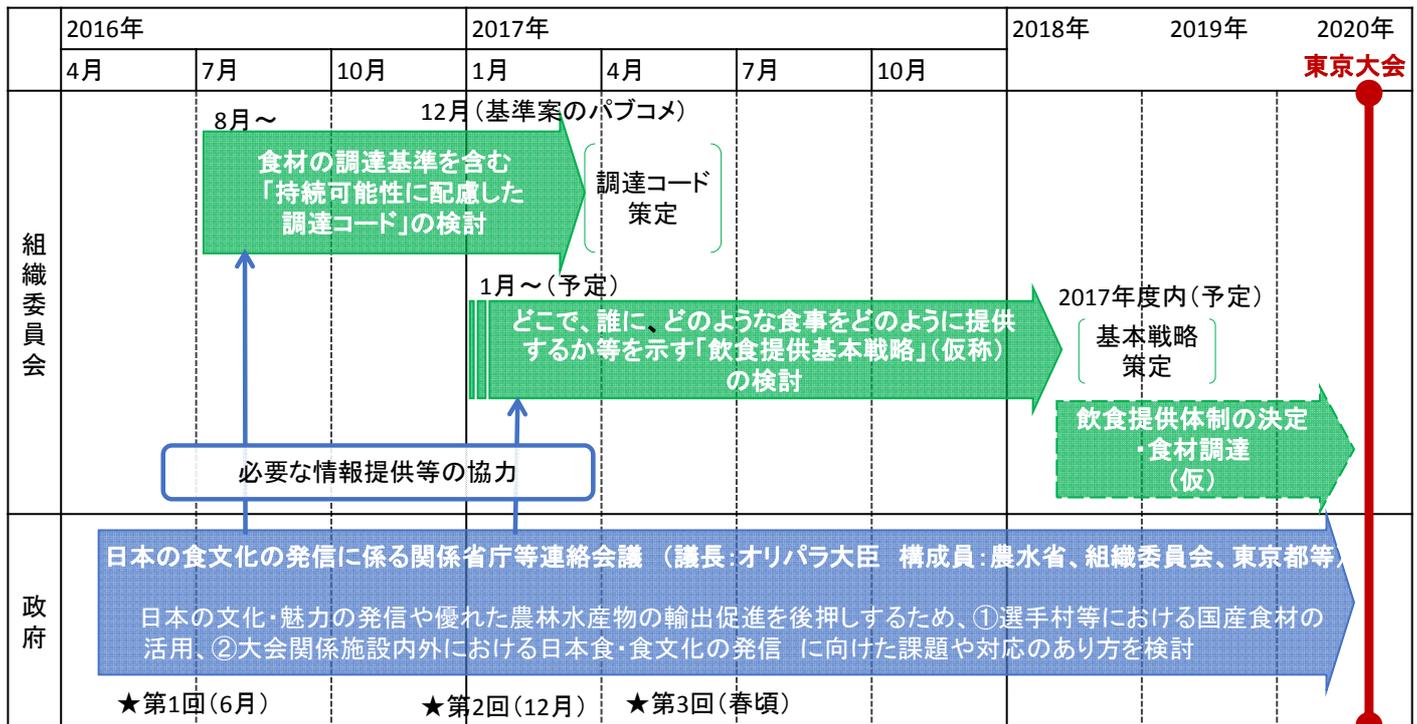
- 9月20日～30日 芸術系大学コンソーシアム加盟大学からの応募期間
- 10月 一次選考
- 11月18日～25日 インターネット・ハガキによる意見募集
- 12月26日～ beyond2020プログラム申請受付開始
- 1月中旬以降 ログマーク決定以降、事業等の認証随時開始

最終候補作品			
	作品1	作品2	作品3
ロゴマーク			

6

3 2020年東京大会に向けた日本の食文化発信等に係る取組

- 平成28年5月に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置し、政府と関係機関の連携体制を整備。
- 組織委員会においては、大会関係施設での飲食提供に使用する食材の調達基準を検討しており、2016年度内に策定予定。また、大会関係施設における飲食提供の各種配慮や取組については「飲食提供基本戦略」(仮称)を2017年度内に策定予定。



7

3-2 《農産物》 持続可能性に配慮した農産物の調達基準(案)(概要)

<要件>

- ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすもの)

- ア JGAP Advance、GLOBALG.A.P.、組織委員会が認める認証スキーム
- イ 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP かつ 都道府県等公的機関による第三者の確認

<推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工
(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

3-3 《畜産物》 持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(案)(概要)

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすもの)
 ア **JGAP**、
GLOBALG.A.P.、
 組織委員会が認める認証スキーム
 イ 「**GAP取得チャレンジシステム**」に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示された畜産物

<推奨される事項>

・有機畜産により生産された畜産物	・エコフィードを用いて生産された畜産物	・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物
・農場HACCPの下で生産された畜産物	・放牧畜産実践農場で生産された畜産物	

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)
 組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)



主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

出典：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議(第2回)「持続可能性に配慮した食材(農産物・畜産物・水産物)の調達基準について」公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会資料抜粋

3-4 《水産物》 持続可能性に配慮した水産物の調達基準(案)(概要)

<要件>

- ① 漁獲又は生産が、**漁業関係法等に照らして、適切に行われていること。**
- ② **【天然水産物】**科学的な情報を踏まえ、**計画的に資源管理が行われ、生態系の保全に配慮**されている漁業によって漁獲されていること。
- ③ **【養殖水産物】**科学的な情報を踏まえ、**計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮**するとともに、**食材の安全を確保**するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④ **作業者の労働安全を確保**するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすもの)
 ア **MEL、MSC、AEL、ASC**、
 FAOのガイドラインに準拠したものと
 して組織委員会が認める認証スキーム
 イ **資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業**により漁獲され、かつ、要件④について確認されているもの
 ウ **漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場**において生産され、かつ要件④について確認されているもの
 エ その他要件①～④を満たすことが確認されているもの

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)
 組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

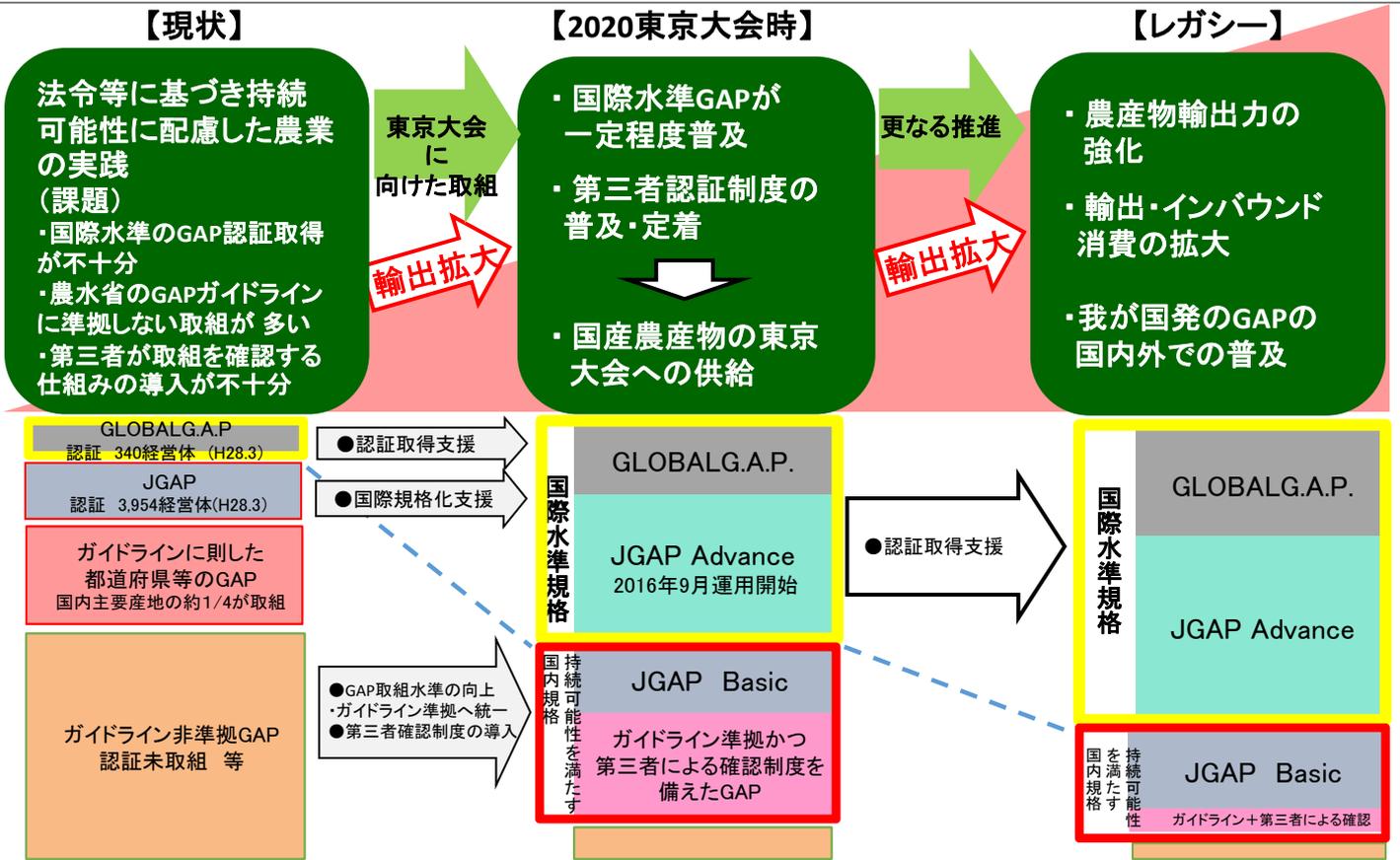
(国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)



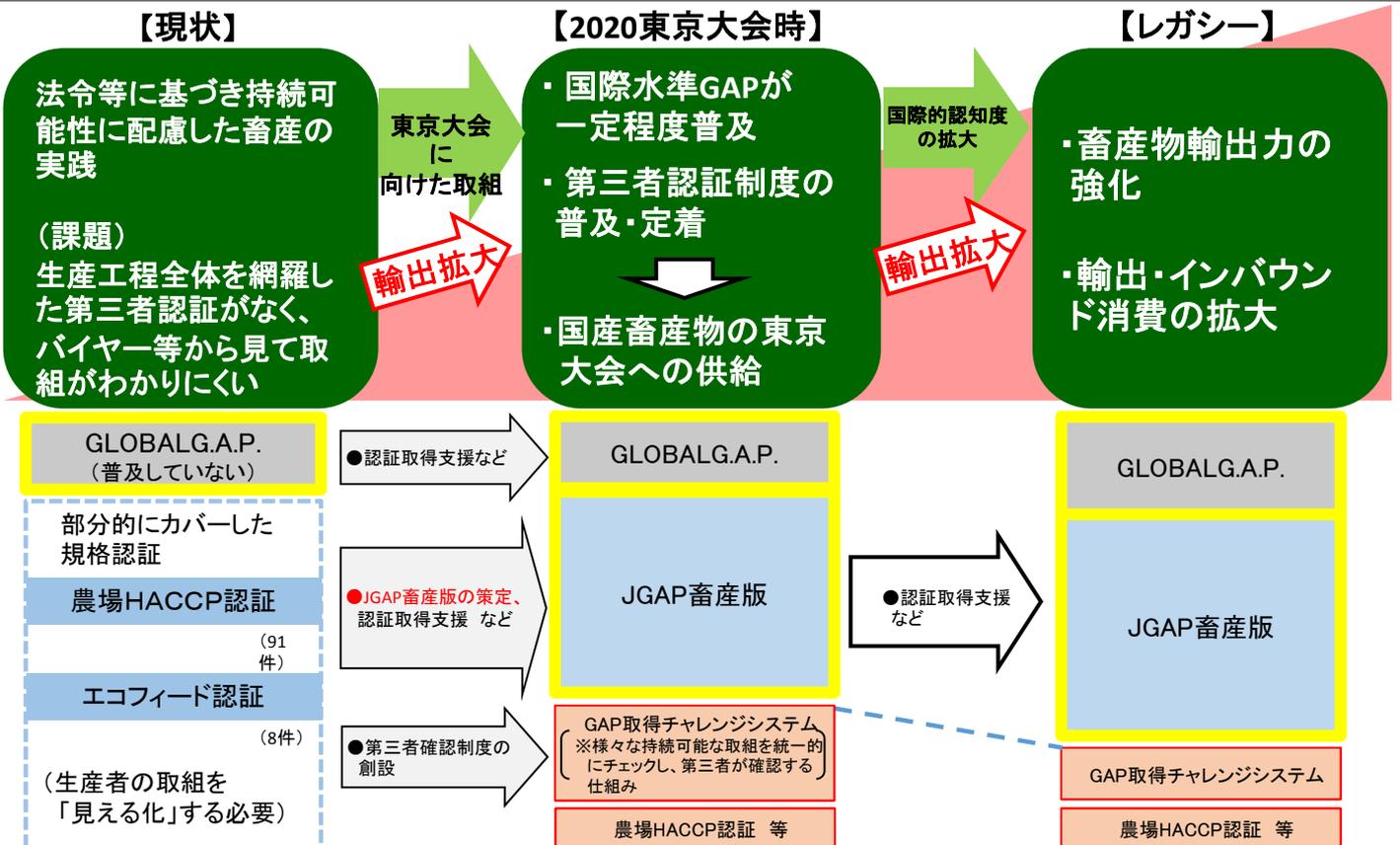
主要な原材料である水産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

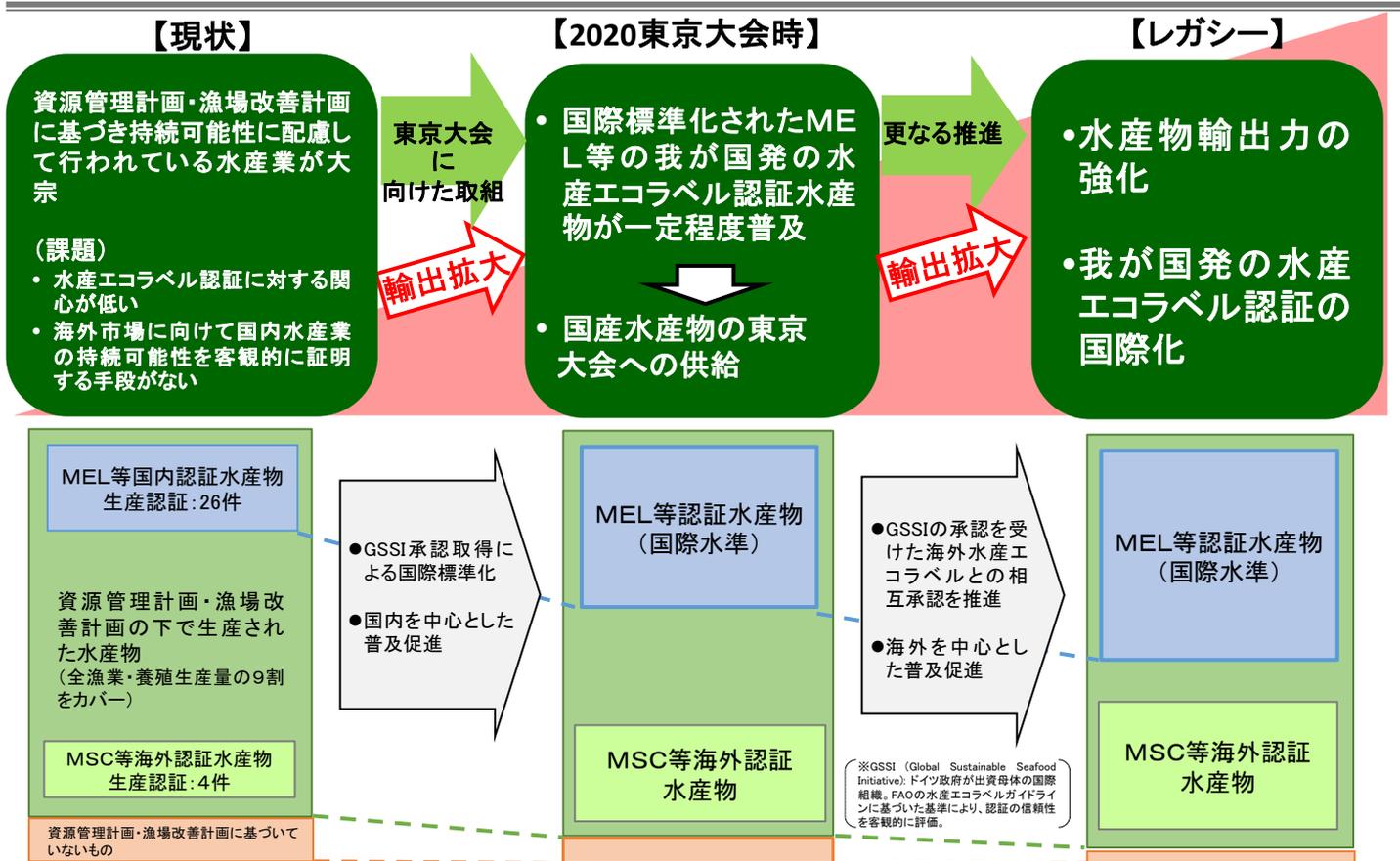
出典：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議(第2回)「持続可能性に配慮した食材(農産物・畜産物・水産物)の調達基準について」公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会資料抜粋



出典：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係府省庁連絡会議（第2回）（平成28年12月12日開催）配布資料（農林水産省作成）抜粋



出典：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係府省庁連絡会議（第2回）（平成28年12月12日開催）配布資料（農林水産省作成）抜粋



出典:2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係府省庁連絡会議(第2回) (平成28年12月12日開催)配布資料(農林水産省作成)抜粋

13

4 ユニバーサルデザイン2020 検討経緯と最終とりまとめについて

- 昨年2月にユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議において、**様々な障害者団体(18団体)や有識者等40~50名の関係者の意見も取り入れ、東京大会を契機として、全国において共生社会を実現するための総合的な施策を本年初頭にとりまとめる予定。**
- 今後、当該とりまとめをもとに、**全国において、ユニバーサルデザインの街づくりと心のバリアフリーを進め、東京大会の最大のレガシーとすべく、各省と連携し一丸となって取り組んでいく。**

昨年2月 遠藤オリパラ大臣を議長とする「ユニバーサルデザイン関係府省等連絡会議」を立ち上げ

6月7日 第2回連絡会議 (大臣が障害当事者から直接意見を聴取)

8月2日 第3回連絡会議 (中間とりまとめ)

今後、第4回連絡会議を開催し最終とりまとめを行う予定

3~12月 有識者や障害当事者団体等からなる**分科会を計12回開催**し、テーマ毎の専門的検討を実施 (心のバリアフリー及び街づくり分科会)



オリパラ大臣が障害当事者団体から直接意見を聴取



分科会では、有識者、障害当事者団体、関係府省等が混ざり合い、小規模のテーブルを囲んで意見交換



各会議においては、参加者のための点字翻訳、手話通訳、要約筆記等情報保障を徹底

4-2 最終とりまとめ案（12月20日時点）の概要

<共通の認識>

- ・障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる2020年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取組を展開すべき
- ・「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方を共有し、全国で人々の心にある障壁の除去に向けた取組（「心のバリアフリー」）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインの街づくり）を進めるべき
- ・最終とりまとめの推進に当たり、障害者参加による施策のPDCA（Plan, Do, Check, and Action）サイクルを創設

<主な施策>

「心のバリアフリー」

- ① 学校教育における取組（幼・小・中・高・大）
 - ・学習指導要領改訂を通じ、各教科の教科書に「心のバリアフリー」についての記載を充実 等
- ② 企業における取組
 - ・「心のバリアフリー」社員教育を行うよう幅広く企業へ働きかけ
 - ・交通事業者向け全国共通の接遇ガイドラインを作成・普及
 - ・観光・流通・外食等関係業界における全国共通の接遇マニュアルを策定・普及 等
- ③ 地域における取組
 - ・地方自治体、社会福祉協議会等が連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させる取組を実施 等
- ④ 国民全体に向けた取組
 - ・全国で障害者等へのサポートを行いたい人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化するための仕組みを創設 等
- ⑤ 障害のある人による取組

ユニバーサルデザインの街づくり

- ① 東京大会に向けた世界水準での重点的なバリアフリー化
 - ・競技会場やその周辺エリアの道路、駅、空港等において東京大会で求められる世界水準のバリアフリー化を実現
- ② 全国各地において高い水準のユニバーサルデザインを推進
 - ・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、建築設計標準の改正
 - ・観光地エリア全体の面的なバリアフリー化を推進（観光地のバリアフリー状況の評価とその情報提供、バリアフリー旅行相談窓口の拠点数の増加）
 - ・大規模駅や地下街等複合施設における連続的かつ面的なバリアフリーを推進
 - ・公共交通機関等のバリアフリー化（ハンドル形電動車椅子乗車要件の見直し等）
 - ・ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援
 - ・トイレの利用環境の改善（マナー改善等） 等

※最終とりまとめの別添として「共生社会の実現に向けた行動に関する共同宣言」も盛り込まれる予定

15

（参考）あすチャレ！ School（日本財団パラリンピックサポートセンター）

全国の小中高等学校へパラアスリートを派遣し、体験型授業が行える「あすチャレ！ School」を、日本財団パラリンピックサポートセンターが実施
(<http://www.parasapo.tokyo/asuchalle/school/>)

スクール開催までの流れ

- 申込書で「あすチャレ」事務局に応募
- 事務局で実施校、日程を決定
- パラアスリートの講師がプログラムを実施
- 実施費用：3万円/校

当日プログラム(90分)

- パラスポーツデモンストレーション(30分)
- パラスポーツ体験(30分)
- 講話(30分)

スクール終了後は、学び、気づきを、ワークシートへ記入し、事務局へ提出



【お問合せ先】

日本財団パラリンピックサポートセンター内
「あすチャレ！」事務局
〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2
TEL: 03-6229-3721 FAX: 03-6229-3722

2017年度の募集については、募集要項を内閣官房およびスポーツ庁から都道府県・政令市に送付済み(2017年1月)